

## 第3章 公共サイン整備ガイドライン【基本基準編】

市が整備するサインで基本となる基準です。サインの配置や設置基準、設置高さや大きさ、表示方法等について整理しました。

### 3-1 公共サインの種類

本計画で対象とする公共サインとは、本市が設置するもので、本市を訪れるすべての来訪者（在住者も含む）を、公共公益施設や主要観光地などの目的地へ、安全で円滑に誘導案内するために必要と思われるサインと、史跡や景勝地の解説など観光案内上必要と思われるサインとします。

#### (1) 総合案内サイン：行動起点（鉄道駅、バスターミナルなど）

- ・ 広域や周辺の総合的な案内、誘導情報を提供する機能を有します。
- ・ 駅周辺には、多くの情報や案内サインの掲出が考えられるため、出来る限り集約し、周囲の景観を損なわないように配慮します。



#### (2) 周辺案内サイン：主要な交差点や分岐点など

- ・ 主要な交差点や分岐点付近に配置します。
- ・ 行動起点から目的地まで、効率的に誘導出来るように、必要に応じて誘導サインを組み合わせさせたサインの配置を検討します。



#### (3) 誘導サイン：分岐点など

- ・ 目的地まで各々のサイン間隔が長い場合や誘導ルート上に分岐点がある場合は、確認（利用者の迷い防止）のため誘導サインを配置します。



#### (4) 施設案内サイン：施設周辺など

- ・ 対象となる施設周辺に設置し、対象物の景観や歩行者動線等を阻害しないような位置に配置します。



## 3-2 配置・設置基準

### (1) 公共サイン配置基準

道路等屋外に設置する誘導案内のための案内サインと誘導サインについて、サイン施設整備における計画段階での配慮点を定めます。

位置サインについては、前項までの基準をふまえた表示面の大きさ・高さ・設置方向を検討し、各施設の敷地や建物形状等の状況に応じて設置することが必要です。

### (2) 共通基準

#### ①サイン配置

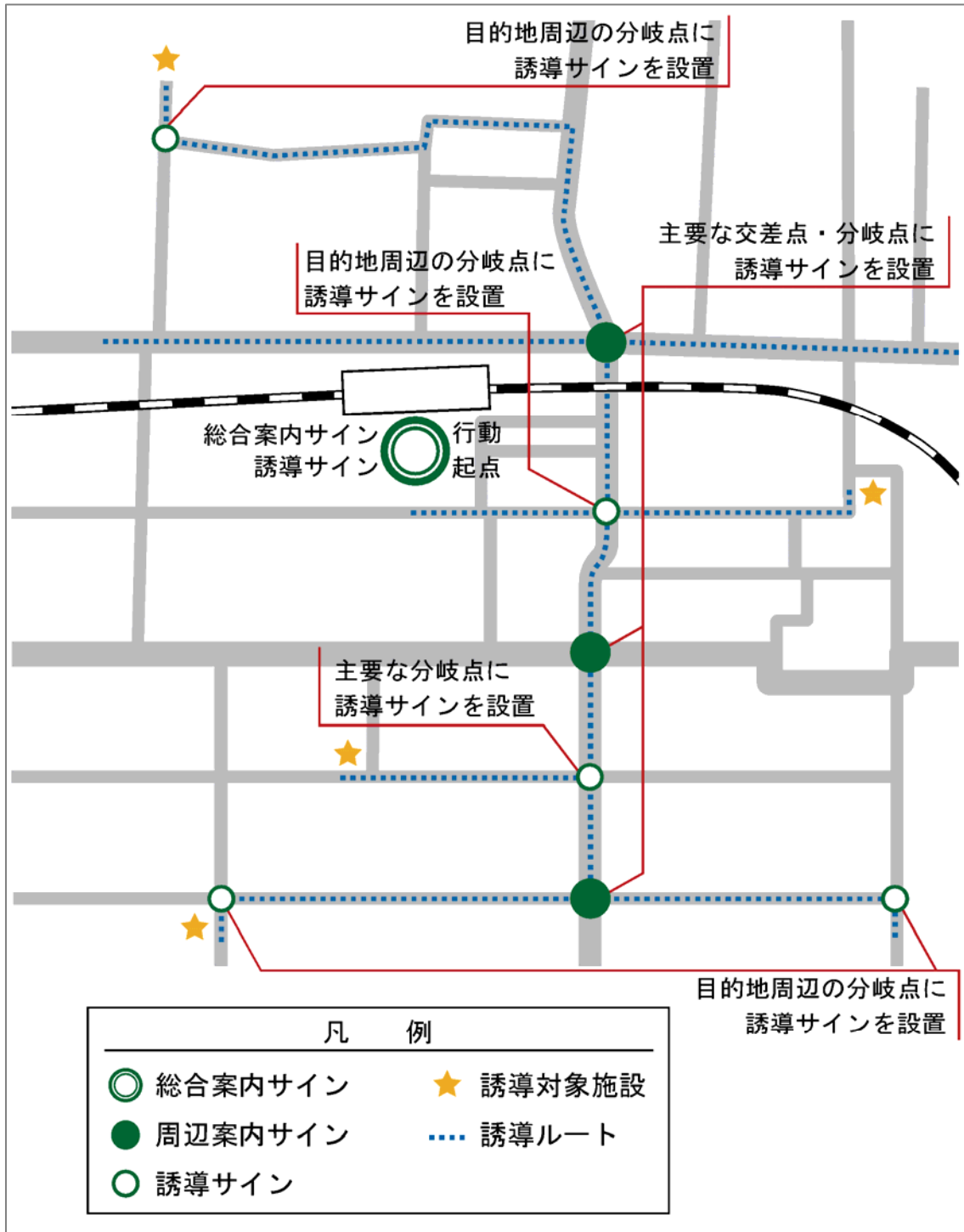
- 一般に、情報が無い状態で人が不安なく歩ける距離は、おおむね 150～300mといわれています。移動している利用者に情報を提供するために、人の移動パターンに配慮し、適切な位置に必要とする情報を配置します。
- サイン配置基準とは、利用者が目的地までスムーズかつ安心して移動出来るようにするため、それぞれのサインが連携して情報を提供する基準のことをいいます。
- 公共施設等を案内したり誘導するサインは、行動起点（駅や駐車場等）から目的地（施設）までの動線上（道路等）に設置し、これらが連携し、効率的に機能することが求められます。

#### ②サイン配置のポイント

- 歩行者の案内、誘導の流れは、行動起点から目的地までの段階的な誘導に合わせ、必要なサインを適切に設置します。
- 利用者の視点から、不安や迷いを感じさせないように配置します。
- 必要最小限の公共サインを設置することとします。
- 原則として目的地までの最短ルートを設定しますが、道路状況や地域性、バリアフリー等を考慮して安全でわかりやすいルートを優先的に設定します。
- 地域性や道路整備の状況、施設の配置状況に応じて適切に配置し、周囲の景観に配慮し、過剰な設置とならないようにします。

### ③配置の基準

- 主要な駅やインターチェンジなど、利用者が迷わず情報を得られるよう配置します。
- 主要な観光施設、公共施設への誘導について、駐車場までの誘導（自動車対応）と、徒歩による回遊の誘導に分けて配置を検討します。
- 設置にあたっては、見やすさ、通行の安全性に配慮するとともに、できるだけ公共施設内に設置し、管理コストの削減を図るようにします。

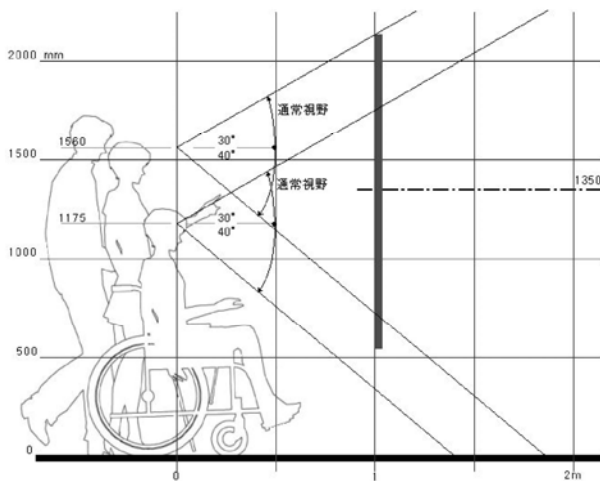


#### ④サインの設置高さや大きさ

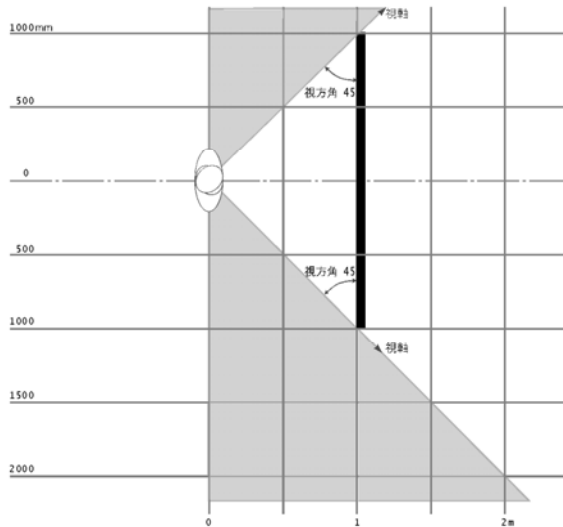
##### ■設置高さや大きさ

- 車いす使用者や立位の利用者の双方が見やすい設置高さや大きさとしします。
- 遠くから見るサインについては、移動しながら視認すること及び前方にいる通行者に視線を遮られることを踏まえて、サインの設置高さを設定します。
- 歩道上又は歩行スペース等に設置する際は、歩行者の支障とならないように、サインの表示板の下端高さを確保します。
- 必要最小限の規格、形状とし、公共空間の使用を最小限にとどめ、合わせて周囲の景観との調和を図ります。
- 近くから見るサインの掲出高さは、立位の利用者と車いす使用者が共通に見やすい範囲に掲出することとし、掲出高さは、床面からサイン表示面の中心までの距離を、双方の視点の間である 135cm 程度としします。
- 水平方向の視角度の限界を考慮して、視角度が 45° 以下にならないように水平方向の長さに配慮します。

近くから見るサインの掲出高さ



水平方向の視角度の限界



出典：ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内図記号ガイドブック(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)

### 3-3 表示基準

#### (1) 共通基準

利用者の利便性を考慮し、シンプルでかつ統一的な表示内容で、誤解を生じない誘導、わかりやすい案内ができることが一番重要です。

##### ①煩雑にならない

案内サインの表示内容は、利用者が読み取りやすい情報量に抑えるなど、煩雑にならない配慮が必要です。公共サインとして掲載する施設は、公共空間に設置するサインにふさわしく、不特定多数が利用する公共性の高い施設が望ましく、一般利用の少ない公共施設の掲載はしない方がよい場合もあります。

また、外国人観光客が訪問する主要施設は多言語表示とし、その他施設については日本語と英語表示とします。すべての施設の多言語表示化は煩雑となり、わかりづらくなります。

##### ②必要な情報等を適切に選択

必要な情報を適切に選択し、表示方法や内容に一貫性をもたせることが重要です。

視力障害者や高齢者で視力が弱い方にとっては、表示面がシンプルであればあるほど見やすくなるため、利用者が目的地方面へ移動するために必要な情報を基本に、簡潔でわかりやすい表示となるようにします。

また、来訪者の利便性を優先させて、官民間わず、来訪者の多い施設の情報の表示を重視するとともに、おもてなしによる案内をすることも重要です。伊賀市に訪れたことにより満足感を得られるようなおもてなしや心遣いが感じられるキャッチフレーズの表示等を、地域のボランティア組織やまちづくり団体等と協働して作成することが望ましいです。

#### (2) 案内サイン

案内サインの表示は、設置場所に依りて、「総合案内サイン」、「周辺案内サイン」、「広域案内サイン」「誘導サイン」の4つに大別できます。それぞれ表示内容は異なりますが、基本的には、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(国土交通省)に準拠することとします。

案内サインの表示内容の方針として、「一般的情報」「バリアフリー施設、経路に関わる情報」に分けて以下に記します。

##### ①一般的情報(盤面の表示)

- 地図標識には、必要に応じて、道路、歩道、立体横断施設並びに歩行経路の目標となる信号機、交差点名、番地の情報等を記載します。
- 道路と敷地、建物等との間には、色覚障害者のために境界線を入れるなどの配慮を行います。
- 地図標識に記載する施設は、国土地理院の地形図の基準をもとに、見やすさを考慮して選択します。
- 現在地を表示します。

## ②バリアフリー施設、経路に関わる情報

- エレベーター、エスカレーター等の移動円滑化施設、バリアフリー経路を必要に応じて表示します。
- バリアフリー経路を入れる場合、朱赤系の点線で表示します。
- バリアフリー経路は、以下の経路とすることが望ましいです。多様な障害を持った人々が概ね移動できるルートのうち、現在地から
  - 相当数の人が訪れる主要施設へのルート
  - 高齢者や障害者が比較的多く利用する施設へのルートとします。
- エレベーター、傾斜路等の移動円滑化されたバリアフリー施設が設置されている箇所全てにピクトグラムを表示することが望ましいです。
- 現在地を表示します。



## (3) 表示内容基準

案内サインの地図上に記載する施設等の掲載基準を以下に示します。案内や誘導に必要な施設等の情報は、「図形表現（地図上に施設の形状を図形で示す）」、「ピクトグラムまたはマーク」、「施設等の名称」を用いて表示することとします。

### ■情報掲載の考え方

案内図の種類	利用対象と目的	情報掲載の考え方
総合案内サイン	市街地全体の構造を把握 現在地と目的地の位置関係を把握 行動目的の対象となる施設を探す	優先度の高い誘導施設を表示 行動拠点からの位置関係が分かる範囲を表示 ピクトグラムについては、施設機能が行動目的となるものを表示する
周辺案内サイン	現在地周辺の詳細な地域情報を把握 周辺の施設概要の把握	市街地案内図よりも詳細な地域情報を掲載する 誘導施設については、施設概要を表示するピクトグラムを表示できる 誘導施設以外に、移動に関する情報(バス停や案内サインの位置)を表示する
広域案内サイン	伊賀市全域の概要把握 伊賀市全域の中での現在地把握 市内他拠点への移動手段情報の把握	優先度の高い著名地点を表示 鉄道および主要道路の表示により、市域と隣接市町村(周辺地域)との位置関係を表示する
誘導サイン	目的事物への方向表示	目的事物名、矢印、距離を表示する

■総合案内サインの情報掲載基準

○印は原則表記するもの  
△印は検討して表記するもの

施設などの分類		掲載基準	掲載表現		
			図形表現	ピクトグラム・マーク	名称表示
地勢名等	河川	主要なもの	○		○
	山・丘陵	標高100m以上もしくは観光要素があるもの	○		○
地名	市町				○
	町丁目				○
	地区名	主要な商店街（商店街名については関係者と要協議）			○
交通機関	道路	国道、その他主要な市道	○	○国道のみ	主要道路のみ
	主要交差点、インターチェンジ	地域で特に重要と考えられる交差点等	○交差点は信号マーク表示		○重要なもののみ
	橋梁	主要河川に架かるもの	○		
	鉄道路線	原則としてすべて	○		○
	鉄道駅	原則としてすべて	○	○	○
	至る表示	次の駅、もしくは代表的な駅名によって表示			○
	駐車場	公営駐車場	△	○	
	その他	バスターミナル、タクシー乗り場		○	○
公共施設	公園緑地	近隣公園以上街区公園は地図縮尺により色彩表現	○	○近隣公園以上	○近隣公園以上
	国・県の施設	広く一般に利用されるもの（警察、裁判所など）、目印となるようなもの（教育施設など）、観光要素が強いものなど	○		○
	市の施設	広く一般に利用されるもの（保育園や公民館は対象外）、目印となるようなもの（教育施設など）、観光要素が強いものなど	○		○
公益施設	郵便局	全て表示する		○	主要なもの
	銀行	支店以上の店舗		○	
	民間医療施設	緊急告示病院	△	○	○
	民間教育施設	小中学校、高等学校、大学、保育園・幼稚園等	△		○
民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用される主要なもの	△		○
	福祉施設	広く一般に利用される主要なもの	△		○
	宿泊施設	客室数50以上のもののみピクト表示	△	○	
	寺社仏閣	市指定以上の文化財をもつもの、地域の祭等の拠点となるもの、観光協会の案内マップに掲載されているもの			○
	その他	観光施設については、観光協会と連携するうえでも観光マップ及びWEBに掲載された施設を基準とする	△		○
移動円滑化の施設	バリアフリー経路	特定経路・準特定経路は全て表示する	○		
	公衆トイレ	全て表示する（オストメイト対応は全て表示）		○	
	観光案内所	全て表示する		○	



■周辺案内サインの情報掲載基準

施設などの分類		掲載基準	掲載表現		
			図形表現	ピクトグラム・マーク	名称表示
地勢名等	河川	主要なもの	○		○
	山・丘陵	標高100m以上もしくは観光要素があるもの	○		○
地名	市町				○
	町丁目				○
	地区名	主要な商店街（商店街名については関係者と要協議）			○
交通機関	道路	国道、その他主要な市道	○	○国道のみ	主要道路のみ
	主要交差点、インターチェンジ	地域で特に重要と考えられる交差点等	○交差点は信号マーク表示		○重要なものののみ
	橋梁	主要河川に架かるもの	○		
	鉄道路線	原則としてすべて	○		○
	鉄道駅	原則としてすべて	○	○	○
	至る表示	次の駅、もしくは代表的な駅名によって表示			○
	駐車場	公営駐車場	△	○	
	その他	バス停（コミュニティバス しらさぎ） バスターミナル、タクシー乗り場		○ ○	 ○
公共施設	公園緑地	近隣公園以上街区公園は地図縮尺により色彩表現	○	○近隣公園以上	○近隣公園以上
	広域避難所	全ての避難所を表示	○	○	○
	国・県の施設	広く一般に利用されるもの（警察、裁判所など）、目印となるようなもの（教育施設など）、観光要素が強いものなど	○	○	○
	市の施設	広く一般に利用されるもの（保育園や公民館は対象外）、目印となるようなもの（教育施設など）、観光要素が強いものなど	○	○	○
公益施設	郵便局	全て表示する		○	主要なもの
	銀行	支店以上の店舗		○	
	民間医療施設	緊急告示病院	△	○	○
	民間教育施設	小中学校、高等学校、大学、保育園・幼稚園等	△	○	○
民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用される主要なもの	△	△標準案内用図記号等で対応可能なもの	○
	福祉施設	広く一般に利用される主要なもの	△		○
	宿泊施設	客室数50以上のもののみピクト表示	△	○	
	寺社仏閣	市指定以上の文化財をもつもの、地域の祭等の拠点となるもの、観光協会の案内マップに掲載されているもの		○	○
	その他	観光施設については、観光協会と連携するうえで観光マップ及びWEBに掲載された施設を基準とする	△	△標準案内用図記号等で対応可能なもの	○
移動円滑化の施設	案内誘導サイン	案内サインについては全て表示する		○	
	バリアフリー経路	特定経路・準特定経路は全て表示する	○		
	公衆トイレ	全て表示する（オストメイト対応は全て表示）		○	
	観光案内所	全て表示する		○	



■広域案内サインの情報掲載基準

施設などの分類		全市域を含む広域案内図	掲載表現	
			ピクトグラム	名称表示
地勢名等	河川	主要なもの		○
	山・丘陵・峠	観光要素のあるもの（観光戦略課と適宜調整）		○
地名	市町	近隣市町村名		○
	町丁目	表示しない		
	地区名	旧町名		○
交通機関	道路	国道	△標識マーク	○
	主要交差点、インターチェンジ	原則としてすべて	○	○
	橋梁	原則として表示しない		
	鉄道路線	原則としてすべて		○
	鉄道駅	原則としてすべて	○	○
	至る表示	次の駅、もしくは代表的な駅名によって表示		○
公共施設	公園緑地	広く一般に利用される総合公園、運動公園など		○
	国・県の施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの		○
	市の施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの		○
公共的施設	公益施設	原則として表示しない		
	民間医療施設	原則として表示しない		
	民間教育施設	原則として表示しない		
民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの（担当課と適宜調整）		○
	大規模商業施設	原則として表示しない		
	宿泊施設	原則として表示しない		
	金融機関	原則として表示しない		
	寺社仏閣	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの		○
	その他	広く一般に利用され著名な観光施設や地区		○

■誘導サインの情報掲載基準

施設などの分類		掲載基準	掲載表現		
			図形表現	ピクトグラム・マーク	名称表示
交通機関	鉄道駅	原則としてすべて	○	○	○
	その他	バスターミナル、タクシー乗り場		○	○
公共施設	公園緑地	近隣公園以上街区公園は地図縮尺により色彩表現	○	○近隣公園以上	○近隣公園以上
	広域避難所	全ての避難所を表示	○	○	○
	国・県の施設	広く一般に利用されるもの（警察、郵便局、裁判所など）、観光要素が強いものなど	○	○	○
	市の施設	広く一般に利用されるもの（保育園や公民館は対象外）、観光要素が強いものなど	○	○	○
民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用される主要なもの	△	△標準案内用図記号等で対応可能なもの	○
	福祉施設	広く一般に利用される主要なもの	△		○
	宿泊施設	客室数50以上のもののみピクト表示	△	○	
	寺社仏閣	市指定以上の文化財をもつもの、地域の祭等の拠点となるもの、観光協会の案内マップに掲載されているもの		○	○
	その他	観光施設については、観光協会と連携するうえでも観光マップ及びWEBに掲載された施設を基準とする	△	△標準案内用図記号等で対応可能なもの	○
移動円滑化の施設	公衆トイレ	全て表示する（オストメイト対応は全て表示）		○	
	観光案内所	全て表示する		○	

#### (4) 文字デザイン

##### ①言語と書体

- ・和文字については、視認性と可読性に優れ、文字組みが容易で変更等の対応に向く角ゴシック体を標準的な書体とします。
- ・英文字については、和文字の角ゴシック体にも合う、スタンダードな書体として飾りないサンセリフ系書体を使用します。
- ・その他の言語を使用する場合は、国内で一般的に使用されている書体を使用します。
- ・文字の判読性や視認性、表示面の情報量等に配慮し、文字の変形等を行うことを可能とします。



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）

#### (5) 文字の大きさ

##### ①文字の大きさと視距離

- ・遠くから視認する文字の大きさは、「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン」をもとに、日本語の見やすさ、ひらがなと英語を組み合わせたときのバランスを考慮して、視認距離との関係から求めます。

視認距離	和文字	英文字
1m～2m	9mm以上	7mm以上

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）  
による

## (6) ピクトグラム

言語によらず、幅広い年齢層や外国人にも直感的に施設や機能の意味を伝えることができる有効な記号として、ピクトグラム（案内用図記号）を積極的に活用します。

### ①ピクトグラム

- 言語によらず、一見してその表示内容を理解できることや、母国語の表記がない外国人などにも優れた情報提供の為に有効な手段として、絵文字による表現のピクトグラムを活用します。
- 原則としてピクトグラムはJIS案内記号（JISZ8210）の使用を基本とします。また、同規格以外の公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の標準案内記号も使用します。
- 地図記号又はJIS規格に定められていないピクトグラムが必要な場合は、JIS規格に表記されていない施設のピクトグラムは必要に応じて開発することが許されているため、伊賀市らしい公共サインの整備を図るため、必要に応じて施設の内容を端的に表現し、JISのイメージを尊重したオリジナルピクトグラムを新規に検討します。

### ②矢印

- 視認性が高く、シンプルでわかりやすいデザインとし、JIS規格化された「標準案内用図記号の指示」を応用したものの使用を基本とします。



### ③方位

- 地図の位置関係を把握するため、地図面には方位記号を表示します。
- 地図の方位については目的や範囲を踏まえた表示を行います。



### ④スケール

- 市全域及び広域、周辺案内地図については、移動距離の目安となるためスケールを表示します。



### ⑤現在地

- 利用者の位置を確認できるように、地図面に現在地を表示します。



■ 公共・一般施設

Public Facilities

 案内所 Question & answer	 情報コーナー Information	 病院 Hospital	 救急所 First aid	 警察 Police	 お手洗 Toilets	 男子 Men	 女子 Women	 障害のある人が 使える設備 Accessible facility
 スロープ Slope	 飲料水 Drinking water	 喫煙所 Smoking area	 備考 水災・津波発生時に下製の図記号の使用 が確認されている場合は、下部の 図記号を使用する必要がある。	 チェックイン / 受付 Checkin / Reception	 忘れ物取扱所 Lost and found	 ホテル / 宿泊施設 Hotel / Accommodation	 きっぷうりば / 料所 Tickets / Fare adjustment	 手荷物一時預かり所 Baggage storage
 コインロッカー Coin lockers	 休憩所 / 待合室 Lounge / Waiting room	 ミーティングポイント Meeting point	 銀行・両替 Bank, money exchange (通貨記号の差し替え可)	 キャッシュサービス Cash service (両替記号の差し替え可)	 郵便 Post	 電話 Telephone	 ファックス Fax	 カート Cart
 エレベーター Elevator	 エスカレーター Escalator	 上りエスカレーター Escalator, up	 下りエスカレーター Escalator, down	 階段 Stairs	 乳幼児用設備 Nursery	 クローク Cloakroom	 更衣室 Dressing room	 更衣室(女子) Dressing room (women)
 シャワー Shower	 浴室 Bath	 水飲み場 Water fountain	 ゴミ入れ Trash box	 リサイクル品回収施設 Collection facility for the recycling products	 洪水 Flood (矢印による避難誘導が必須)	 堤防 Levee (矢印による避難誘導が必須)	 高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people	 障害のある人・ けが人優先設備 Priority facilities for injured people
 内部障害のある人優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	 乳幼児連れ優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children	 妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers	 高齢者優先席 Priority seats for elderly people	 障害のある人・ けが人優先席 Priority seats for injured people	 内部障害のある人優先席 Priority seats for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	 乳幼児連れ優先席 Priority seats for people accompanied with small children	 妊産婦優先席 Priority seats for expecting mothers	 ベビーカー expecting mothers

■ 交通施設 Transport Facilities

 航空機 / 空港 Aircraft / Airport	 鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station	 船舶 / フェリー / 港 Ship / Ferry / Port	 ヘリコプター / ヘリポート Helicopter / Heliport	 バス / バスのりば Bus / Bus stop	 タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop	 レンタカー Rent a car	 自転車 Bicycle	 ロープウェイ Cable car
 ケーブル鉄道 Cable railway	 駐車場 Parking	 出発 Departures	 到着 Arrivals	 乗り継ぎ Connecting flights	 手荷物受取所 Baggage claim	 税関 / 荷物検査 Customs / Baggage check	 出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査 Immigration / Quarantine / Inspection	

■ 商業施設 Commercial Facilities

 レストラン Restaurant	 喫茶・軽食 Coffee shop	 バー Bar	 ガソリンスタンド Gasoline station	 会計 Cashier
 店舗 / 売店 Shop	 新聞・雑誌 Newspapers, magazines	 薬局 Pharmacy	 理容 / 美容院 Barber / Beauty salon	 手荷物託送 Baggage delivery service

■ 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

 展望地 / 展望地 View point	 地上競技場 Athletic stadium	 サッカー競技場 Football stadium	 野球場 Baseball stadium	 テニスコート Tennis court	 海水浴場 / プール Swimming place	 スキー場 Ski ground	 キャンプ場 Camp site	 温泉 Hot spring
--	--	--	--	---	--	---	---	---


 【△】 コミュニケーション  
Communication in the  
specified language  
(通称「GLIS-18」は、他の言語及び  
図記号に変更することができます。)  

 【△】 靴を脱いでください  
Take off your shoes

附属書  

 【※】 公園  
Park  

 【※】 博物館 / 美術館  
Museum  

 【※】 歴史的建造物  
Historical monument  

 【※】 応用例 1  
variant 1  

 【※】 応用例 2  
variant 2  

 【※】 自然保護  
Nature reserve  

 【※】 スポーツ活動  
Sporting activities  

 【※】 スカッシュコート  
Squash court  

 【※】 Tバーリフト  
T bar lift


 【※】 摺り上げ式リフト  
Chairlift

**安全 Safety**  

 消火器  
Fire extinguisher  

 SOS  
非常電話  
Emergency telephone  

 SOS  
非常ボタン  
Emergency call button  

 【△】 広域避難場所  
Safety evacuation area  

 【△】 避難所(建物)  
Evacuation shelter  
(文字による補助表示が必要)  

 【△】 津波避難場所  
Tsunami evacuation area  

 【△】 津波避難ビル  
Tsunami evacuation building  

 死傷者  
【※】 非常口  
Emergency exit

**禁止 Prohibition**  

 一般禁止  
General prohibition  

 禁煙  
No smoking  

 火気厳禁  
No open flame  

 【備考】  
火気厳禁と併せて下記の図記号の  
使用が規定されている場所には、  
下記の図記号を使用する必要  
がある。  

 携帯電話使用禁止  
Do not use mobile phones  

 電子機器使用禁止  
Do not use electronic devices  

 撮影禁止  
Do not take photographs  

 自転車乗り入れ禁止  
No bicycles  

 立入禁止  
No admittance  

 走るな / かけ込み禁止  
Do not rush  

 さわるな  
Do not touch  

 捨てるな  
Do not throw rubbish  

 飲めない  
Not drinking water  

 携帯電話使用禁止  
Do not use mobile phones  

 電子機器使用禁止  
Do not use electronic devices  

 撮影禁止  
Do not take photographs  

 フラッシュ撮影禁止  
Do not take flash photographs  

 ベビーカー使用禁止  
Do not use prams /  
strollers  
(文字による補助表示が必要)  

 遊泳禁止  
No swimming  

 キャンプ禁止  
No camping  

 飲食禁止  
Do not eat or drink here  

 【※】 ヘルツ持ち込み禁止  
No uncaged animals

**注意 Warning**  

 一般注意  
General caution  

 障害物注意  
Caution, obstacles  

 上り段差注意  
Caution, uneven access / up  

 下り段差注意  
Caution, uneven access / down  

 滑溜注意  
Caution, slippery surface  

 転落注意  
Caution, drop  

 天井に注意  
Caution, overhead  

 電撃注意  
Caution, electricity  

 【△】 津波注意  
Warning,  
Tsunami hazard zone

**指示 Mandatory**  

 一般指示  
General mandatory  

 静かに  
Quiet please  

 左側にお立ちください  
Please stand on the left  
(文字による補助表示が必要)  

 応用例  
variant  
(文字による補助表示が必要)  

 二列並び  
Line up in two  
(文字による補助表示が必要)  

 応用例 1  
variant 1  
(文字による補助表示が必要)  

 応用例 2  
variant 2  
(文字による補助表示が必要)  

 応用例 3  
variant 3  
(文字による補助表示が必要)  

 矢印  
Directional arrow

附属書  

 【※】 安全バーを閉める  
Close safety bar  

 【※】 安全バーを開ける  
Open safety bar  

 【※】 徒歩者は降りる  
Get off  

 【※】 スキーの先を上げる  
Raise ski tips  

 【※】 スキーヤーは降りる  
Skiers have to get off  

 □ 応用例  
variants

※: JISの附属書に掲載されている図記号  
 △: JISにのみ掲載されている図記号  
 □: 標準案内用図記号にのみ掲載されている図記号

出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 HP

(7) 色彩

①色彩の考え方

- ・誰もが見やすく、わかりやすい判読しやすい色彩を用います。
- ・視力が低下した高齢者、色覚異常のある人など、ユニバーサルデザインに配慮した色彩配色となるように工夫します。
- ・判読性を確保するために必要な明度差を確保します。
- ・地図表現については原則として、自然な見え方となるような色彩とします。
- ・デザインの本体やベースとなる色彩については、設置場所の景観や地域特性に応じて、周囲の景観との調和に配慮した色彩を使用します。
- ・伊賀市ユニバーサルデザイン庁内推進委員会が作成した『ユニバーサルデザインの取り組み（情報発信編）』に示された配色等の考え方に配慮します。

【見えにくい組み合わせの代表例】			【〇見えやすい組み合わせの代表例】		
地色	字色		地色	字色	
黄	白	UD	黄	黒	UD
白	黄	UD	黒	黄	UD
赤	緑	UD	白	黒	UD
緑	赤	UD	黒	白	UD
黒	紫	UD	紫	白	UD
紫	黒	UD	青	白	UD
赤	青	UD	緑	白	UD
灰	緑	UD			
黒	青	UD			

出典：『ユニバーサルデザインの取り組み（情報発信編）』（伊賀市ユニバーサルデザイン庁内推進委員会）

## (8) 表記方法

### ①言語表記

- サインの表記は日本語、英語の2言語を基本とします。
- 地域性に応じて、上記以外の併記を可能とします。
- 2言語以上を表記する場合は、言語表示による表示面が煩雑になるのを避け、必要な情報の伝達や判読性の確保に留意します。

#### ■日本語の表記

- 漢字は常用漢字を使用し、国文法、現代仮名づかいによる表記を原則とします。ただし、地名など固有の名称等についてはこの限りではありません。
- 表示内容は簡潔なものとするため、施設名称など必要に応じて簡略化できるものとします。
- 数字や紀年の表記等は、統一した表記とします。
- 正式名称よりも地域に定着している名称等（通称、愛称）がある場合は、その名称を使用できるものとします。

#### ■外国語（英語）の表記

- 案内サインや誘導サインについては、原則として英文（ローマ字）併記を行います。
- ローマ字表記は、ヘボン式を基本とします。





【ローマ字の表記方法（ヘボン式）】

日本語音	ヘボン式ローマ字つづり	備考
あ い う え お	a i u e o	1. はねる音「ン」はnで表す。
か き く け こ	ka ki ku ke ko	
さ し す せ そ	sa si su se so	2. はねる音を表すnと次に来る母音字またはyと切り離す必要がある場合はnの次にハイフン「-」をいれる。
た ち つ て と	ta ti tu te to	
な に ぬ ね の	na ni nu ne no	3. つまる音は次にくる最初の子音字を重ねて表すが、ただし次にc hが続く場合にはcを重ねずtを用いる。
は ひ ぷ へ ほ	ha hi hu he ho	
ま み む め も	ma mi mu me mo	4. 特殊音の書き表し方は自由とする。
や ゆ よ	ya yu yo	
ら り る れ ろ	ra ri ru re ro	5. 文字の書き始めおよび固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いても良い。
わ ん	wa n	
が ぎ ぐ げ ご	ga gi gu ge go	
ざ じ ず ぜ ぞ	za ji zu ze zo	
だ ぢ づ で ど	da di du de do	
ば び ぶ べ ぼ	ba bi bu be bo	
ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ	pa pi pu pe po	
きゃ きゅ きょ	kya kyu kyo	
しゃ しゅ しょ	sha shu sho	
ちゃ ちゅ ちょ	cha chu cho	
にゃ にゅ によ	nya nyu nyo	
ひゃ ひゅ ひょ	hya hyu hyo	
みゃ みゅ みょ	mya myu myo	
りゃ りゅ りょ	rya ryu ryo	
ぎゃ ぎゅ ぎょ	gya gyu gyo	
じゃ じゅ じょ	ja ju jo	
びゃ びゅ びょ	bya byu byo	
ぴゃ ぴゅ ぴょ	pya pyu pyo	

## 第4章 公共サイン整備ガイドライン【配慮方針編】

公共が整備するサインで配慮して頂きたい基準です。ユニバーサルデザインや景観、デジタルデータ、維持管理等について整理しました。

### 4-1 ユニバーサルデザインへの配慮方針

高齢者、車いす使用者、歩行困難者、外国人来訪者、視覚障がい者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応え、すべての利用者が適切な誘導案内設備により、わかりやすい空間、まちづくりに結びつくような整備が重要です。このための配慮として、利用者の特性を十分理解したうえで、情報提供をします。

#### (1) 考え方

一般に、視力の低下は40～50歳ぐらいからはじまり、60歳を超えると急激に低下する、車いす使用者の視点は一般歩行者よりおよそ40cmほど低い、聴覚障害者は耳から聞く情報は得られないことが多いなど、さまざまな利用者が情報コミュニケーション制約を抱えています。

移動等円滑化をめざす視覚表示設備の整備においては、設備本来の機能を十分に発揮できるようにすることが必要であると同時に、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も、共通の設備から情報を得られるように工夫する考え方が必要です。

サインはコミュニケーション・メディアの一種なので、情報・様式・空間上の位置という三つの属性を持っています。視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式（表示方法とデザイン）、掲出位置（掲出高さや平面上の位置など）の三要素を考慮することが不可欠です。

#### (2) 表示方法

- ・書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましいです。
- ・文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択します。
- ・弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することが望ましいです。
- ・安全色に関する色彩にも留意します。出口に関する表示は、JIS規格により黄色とします。
- ・高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いないこととします。
- ・サインの図色と地色の明度差、彩度差を大きくすること等により容易に識別できるものとします。
- ・色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とします。

#### ●留意すべき色の選択例：

- ・濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用います。赤を用いる場合は、他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなります（赤が目飛び込んでこなくなります）。

●見分けにくい色の組み合わせ例（色分けされた資料では情報が分からない）：

- ・「赤と黒」、「赤と緑」、「茶色と緑」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」の見分けが困難です。
- ・明度や彩度の差には敏感であり、同系色の明暗の識別に支障は少ないです。また、路線、車両種別等を色により表示する場合には、文字を併記する等、色だけに頼らない表示方法にも配慮します。
- ・サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましいです。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましいです。
- ・ピクトグラムは、JIS Z8210 に示された図記号を用います。また、その他、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号を活用します。
- ・外光、照明の逆光や光の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましいです。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくくならないよう配慮することが望ましいです。

## 4-2 種類別サインの配慮方針

### （1）案内サイン

#### ①表示する情報内容

- ・案内図に表示する情報内容は、移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとします。
- ・案内図には移動等円滑化された経路を明示します。
- ・ネットワーク運行や運航のある交通機関においては、改札口等に路線網図を表示することが望ましいです。

#### ②表示面と器具のデザイン

- ・案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましいです。
- ・案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の周辺案内図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することが望ましいです。

#### ③表示面の向きと掲出高さ

- ・案内図、周辺案内図の掲出高さは、歩行者および車いす使用者が共通して見やすい高さとしめます。
- ・案内サインの掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮します。また、外光、照明の配置により見にくくならないよう配慮します。
- ・案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましいです。
- ・空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することが望ましいです。

#### ④配置位置と配置間隔

- ・案内図は、出入口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。

### (2) 誘導サイン・位置サイン

#### ①表示する情報内容

- ・誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備を優先的に表示します。
- ・位置サイン類に表示する情報内容は、移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとします。
- ・位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、前述の設備のほか、経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示します。
- ・移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましいです。

#### ②表示面と器具のデザイン

- ・誘導サイン類および位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましいです。

#### ③表示面の向きと掲出高さ

- ・誘導サイン類および位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出します。
- ・誘導サイン類および位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとしします。
- ・誘導サイン類および位置サイン類の掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮します。また、外光、照明の配置により見にくくならないよう配慮します。
- ・動線と対面する向きのサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置することが望ましいです。

#### ④配置位置と配置間隔

- ・経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置します。
- ・個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口および動線の曲がり角に配置します。
- ・個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置します。
- ・長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましいです。

### 4-3 景観への配慮方針

#### ■施設デザインと配置

- ・周辺のまちなみや景観を阻害しないデザイン。
- ・設置する周辺の雰囲気や、まちなみ景観になじむ色を基調カラーとするなど、統一感のあるサイン整備。
- ・地域特性はできるかぎりサインに表示する情報内容で表現することとし、不要な造形や過度な装飾は避ける。

#### ■サインの集約化

- ・設置スペースの合理化や景観への配慮の観点から、誘導サインと案内サインが至近距離に設置される場合など、サイン施設を集約。
- ・個別の施設管理者が独自に誘導サインを設置している場合の統合など。

#### ■周辺事業者への協力依頼

- ・サイン表示対象外となる民間施設等の場合は、それぞれのサイン設置主体で連携して、サイン施設の集約を要請。
- ・サインの見え方を阻害するようなデザインや大きさの広告物等が設置されないよう、配慮を要請。

### 4-4 デジタルデータ等の活用に関する配慮方針

公共サインは、移動途中の現在地や目的地の方向・距離を示す位置案内情報、円滑な移動に必要な経路や地点等の情報をはじめ、周辺の観光施設情報などを現地で提供する重要な情報発信ツールです。

そこで、様々な情報メディアやツールと連携し、役割を分担します。これらは、提供できる観光、案内情報の種類など、掲載内容等の長所・短所もあることから、これらを把握し、適材適所で使い分けて相互に補完しあいます。

メディア相互の補完を行ううえで、各メディアやツールの提供者が連携して、観光情報の受け渡しを補うこと、表記方法や表示デザインの整合を図ることが重要です。その際には、観光客など、情報メディアやツールの利用者の視点に立って、地域ごとに観光情報の提供方法を総合的に考える必要があります。

例えばQRコードを活用した情報提供などでは、スマートフォン等により容易に情報が引き出すことが可能で、また情報の更新等も行いやすいことから今後さらなる活用が期待されます。

なお、ここでいう情報メディアやツールとは、案内板のほかに、地図やパンフレット等の紙媒体、パソコンや携帯電話、スマートフォンや、タブレット端末等のIT機器、観光案内所や観光ガイド等の人的対応などをいいます。

他市の事例



## 4-5 維持管理に関する配慮方針

### (1) 維持管理方法

サイン整備は、事業ごとに設置者が異なるために、情報の一貫性や形状・仕様の統一性が得られないまま整備されたり、設置者と施設管理者間で十分な協議がなされなかったりすることがあります。その結果として、サインの情報更新やメンテナンスがなされず、利用者の混乱を招いたり、景観を損ねたりすることになってしまいます。

そこで、サイン整備の計画段階から関係者で協議し、維持管理方針を定め、整備後の維持管理方法、役割などを明確にしておくようにします。複数の実施主体がかかわる場合は、この作業が特に重要になります。

また、公共サインを適切に維持管理していく上では、台帳整備が重要です。

### (2) サイン機能に留意した維持・管理

サインは主に屋外に設置されるため、年月の経過により汚損し、老朽化します。貼り紙や傷、落書き等への対応の配慮も必要です。街の美観を損ねないように、定期的に清掃、修繕を行い、常に美しい状態に保つことが必要です。サイン本体に管理番号、管理者名、電話番号、設置年月日を記入しておくこと、効率よくメンテナンスを行うことができます。

### (3) 本体のメンテナンス

清掃・保守点検について年1回程度実施し、必要に応じ、定期点検表に記録し保管します。

#### (清掃)

- ・汚れやほこりを清掃します。
- ・違法な貼り紙や落書きを取り除き、表面を清掃します。
- ・音声・触知案内サインの触知図部分は、利用者が直接手に触れて使用するものなので、できるだけ頻繁に掃除することが重要です。

#### (保守点検)

- ・ガタツキ、ボルトの締付け状況を確認、修繕します。
- ・破損状況、傷等の状況を確認、修繕します。
- ・塗装の状態、傷等による塗装の一部のはがれなどは、部分的な塗装補修をします。
- ・サイン本体内部に音声案内装置がある場合は、機械動作の点検を行います。

#### (4) 情報のメンテナンス

必要に応じ表示内容を見直し、部分的な修正または表示面の取り替えを行います。

##### ①部分的なメンテナンス（短期）

- A) 管理者は案内板の地図情報について、新たにできた施設、変更となった施設、道路等変更や追加の必要な情報を拾い出し、校正を行います。
- B) 表示制作業者に、修正するサインと変更する表示内容を指示します。  
(部分的な変更には、修正用シートを利用することが一般的です。変更内容をシートに印刷し、貼り付けで対応できます。)

##### ②全面的なメンテナンス（長期）

表示面の退色が目立ったり、修正済みの箇所が多かったりする上に、新たに情報を変更する必要のあるものなど、利用しにくいと考えられる場合は、表示面全体を取り替える必要があります。

- A) 調査内容に基づく表示面の破損状況や情報変更点の量等を照らし合わせます。
- B) 表示制作業者に、表示パネル交換を行うサインと、その表示内容を指示します。
- C) 新たな表示パネルを製作し、既存パネルを交換します。